

## 公告

### 南三陸町制限付き一般競争入札

制限付き一般競争入札を次により執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、公告する。

令和6年5月24日

南三陸町長 佐藤 仁

#### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 南三陸町議会タブレット端末導入及び通信サービス利用業務
- (2) 履行場所 南三陸町内
- (3) 業務概要 別に定める仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年12月31日まで

#### 2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に南三陸町入札参加者として登録のある事業所（当該事業所が支店、営業所等の場合は、本社から委任を受けていること）を有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という）を提供する電気通信事業を営むものであって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む）又は運用しているものであること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (4) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）による指名停止期間中の者でないこと及びいずれの自治体においても指名停止期間中でないこと。
- (5) 南三陸町暴力団等排除条例（平成24年南三陸町条例第30号）第2条の規定に該当しない者であること。

#### 3 入札手続等

- (1) 入札参加申請書類の交付等

- ア 交付期間

令和6年5月27日（月）から同年6月5日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

- イ 交付場所

南三陸町議会事務局

(2) 設計図書等の閲覧

ア 期間

令和6年5月27日（月）から同年6月5日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町議会事務局

ウ 質問

仕様書等について質問がある場合は、備付けの質問書に記入し、令和6年6月6日（木）までに南三陸町議会事務局へ提出すること。

エ 回答

令和6年6月10日（月）午前9時から午後5時までの間、閲覧による。

オ 設計図書等の交付

貸出しによる。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

令和6年6月14日（金）午前10時

イ 場所

南三陸町役場3階会議室

#### 4 入札参加資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加しようとする者（以下「入札参加申請者」という。）は、次に掲げる書類についてそれぞれ正副2部（ウについては、1通）を持参により提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 移動体通信事業者であることを証する書類

ウ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒

(2) 受付の期間及び場所

ア 期間

令和6年5月27日（月）から同年6月5日（水）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町議会事務局

(3) 入札参加資格審査の結果については、入札参加申請者に対し、申請のあった日から14日以内に通知する。

(4) 入札参加資格者と認められなかった者は、書面により、当該認められなかった理由の説明を求めることができる。

## 5 入札方法等

- (1) 電報、ファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- (2) 入札の執行においては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者が入札書に記載する金額は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の110分の100に相当する額とすること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。
- (4) 入札書に記載された金額に対応した内訳明細書を入札日に持参し、入札書と併せて提出すること。なお、内訳として、端末賃貸借料（レンタル補償サービス・端末一元管理サービス・ユニバーサルサービス・電話リレーサービス含む）、通信回線利用料（ISP利用含む）、チャットツール利用料、初期設定費用（新規事務手数料、キッティング費用）、付属品（タッチペン・保護ケース・保護フィルム）、研修会開催費用とする。ただし、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札においては、内訳明細書の提出を要しない。

## 6 入札保証金

免除する。

## 7 入札の無効等

南三陸町競争入札参加心得（令和4年南三陸町告示第96号）に定めるところによる。

## 8 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。
- (2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

## 9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、落札者が同規則第106条第1項各号のいずれかに該当すると町長が認めた場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 10 その他

不明な点については、担当に照会すること。

・南三陸町議会事務局 担当者 小野  
電話 0226-46-1375 (議会事務局直通)  
FAX 0226-46-5348